									希望標識 *一度選択するの	□ オ ご変更出来る	リジナル ません。	通常
(原動機付自転車・小型特殊自動車)			申 告 の 理 由 新 規 変 更 ☑ 購入 ☐ 所有者 ☐ 譲受け ☐ 使用者	第一種 一般原付 (50cc又は定格出力O.6kW以下) 農耕 第一種 一般原付 スの		小型特殊 農耕作 その作	作業用		堺市			
	令和	年 月 日 堺 市 長	転入 住所 存所 存の他 存の他 その他 その他 での他 での他 での他 での他 でのも	第一種 (定格出力) 第二種 2 (90cc又la 第二種 E	特定原付 O.6kW以下 Z は定格出力O P).8kW以下)) ()	納税義務発生年月日	令和	年	月 日
-	1	おり申告(報告)及び申請します。		ミニカー		11.0kW以下)						
納瓦	住 所 で 所在地		1丁3番地1	所有形態 主たる定置 ※() 内は旧主たる 所在の市町村名を	場	1)自己所有 1)左記所有者 2.			品車 4.リース 同じ (<u>.</u> 車 5.そ	の他 ()
一 種	ラ (フリガナ) 氏 名		ロウ	車 名			型式及び年式		原動機の型式			
申	又は	中	郎	ホンダ、スズキ、ヤマハ等				年式				
告	- 1V	車月日 昭・平・令元年1月1日 電話番号 072-231-9741		車台番号型式				型式	認定番号	総排気	量又は定	.格出力
報	住所			ZY98-7654321				10 17 1		0.6	c c kW	
告标	」 又は			長さ(特定原付のみ	さ(特定原付のみ 190m以下) 幅(特定原付のみ 60m以下)		最高速度 特定原付のみ 20km/h以下)		最高出力 (一般原付125c c以下かつ最高出力4kW以下のる			
	別江工山			190	o cm	6	0 cm	6	2 0 _{km/h}			kW
義 務 者	大 名	所有者と同じ		上記 原動機付自転車 口第一種 一般原付(50cc又は定格出力0.6kW以下) 販 譲 口第一種 一般原付(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) 対第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下)								KVV
届	住 所 又は 所在地	町土は然 小畑 しのよの組入の	み記入してください。	売渡	□第二種 甲(1 □ミニカー □小型特殊自動車	二種 甲(125c ニカー 寺殊自動車	cc又は定格出力0.8kW以 5cc又は定格出力1.0kW たを証明します。			年	月	В
出者	氏を	所有者と同じ		明書	住所又は 氏名又は	所在地 切 は名称 [『市○区○(]□□モー:	○町1丁 ター販売	2番3号	-	,,,	
	電話番号				電話を		7 2 - △∠		×××			
				受	付印		有者宛名番 用者宛名翻 入力済印		堺市使用欄			

					希望標識 □ オリジナル ▼ 通常 *一度選択すると変更出来ません。					
婷 小	動機付 1型特殊	自転車 登録申告済証 自動車	申 告 の 理 由 新 規 変 更 ▼ 購入	種原動機付自転原動機付自転 第一種一般原付 (50cc又は定格出力0.6)	とWIV下) 農	持殊自動車 耕作業用 の他	標識番号	堺市		
	š		転入 住所 中が(標識) その他 その他	第一種 一般原付 (125cc以下かつ最高出 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) 第二種 乙	力4.0kW以下) ())	再交付理由			
J	て切に	保管してください	()	(90cc又は定格出力0.8) 第二種 甲 (125cc又は定格出力1.0) ミニカー			旧標識番号			
- Co. Co. Co.	住 所						品車 4.リース	車 5.その他()	
内	又は 所在地	素市 北区百舌鳥赤畑町	1 丁 3 番地 1	主たる定置場 1 生記所有者の住所又は所在地と * () 内は旧主たる定置場 2			:同じ ()			
	「フリガナ)		ロウ	※ 所任の市町村名を記入 2. 車 名			及び年式	 原動機の型式		
	当氏 名	堺 市 太	ホンダ、スズキ、ヤマハ等			型年式		1		
5	又は 名 称	2 11 V	良图				認定番号	総排気量又は定格出	力	
最					Z Y 9 8 - 7 6 5 4 3 2 1			0.6	c c kW	
	住所又は			長さ(特定原付のみ 190㎝以下)	幅(特定原付のみ 60㎝以下	下) 最高速度 (特定原付のみ 20㎞/ト以下)			
EST.	所在地 (フリガナ)			190 cm	6 0	m 2	0 _{km/h}		kW	
多) 5) 1	长 氏 名	■		Citi	C	111	KIII/III		NVV	
1	型 又は 名 称									
注意事項 1.この申告済証は、廃車、譲渡、住所変更等のときに必要となりますので、大切に保管してください。 2.標識は大切に取り扱ってください。失ったり、壊したりすると弁償金がかかります。 3.標識を取り付けずに運転すると、罰則が適用されます。										